

平成30年度 第9回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成31年2月7日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。事前にお送りいたしました資料ですが、資料54から資料64までの9件の資料を送らせていただきました。併せてセキュリティアドバイザーの意見一覧もつけさせていただいております。大変申し訳ございませんが、資料に誤植がございまして、机上に差替えの資料を置かせていただいております。資料59-2、それから資料61-4、資料62、資料64-2、その差替え版を置かせていただいております。ほとんど誤植なのですけれども、資料62についてだけなのですが、子どもひろばの学童クラブ機能付きの今回、追加、場所が1カ所増えたということで、業務委託の変更で諮らせていただく資料だったのですけれども、変更がない学童クラブの部分ですとか、学童クラブ機能付き以外のひろばの部分も混在した資料になってしまっておりまして、今日、当日、机上配付で差替えをさせていただきましたのは、個人情報の取扱いの部分で関係がある業務委託の変更の部分に特化したもので配らせていただきましたので、差替えのほうで、送らせていただいた資料は差替えということで、よろしくをお願いいたします。

そのほかの資料は誤植でございますので、よろしくをお願いいたします。

今回9件ということでよろしくをお願いいたします。それから右上に調査票というのをつけさせていただいてしまったのですけれども、これは内部の印字が残ってしまっておりまして、次回以降必ず消すようにいたします。今回だけは済みません、誤植で残ってしまいました。申し訳ございません。以上です。会長よろしくお願ひします。

【会 長】それでは、資料の差替えはお分かりいただけましたか。

それでは、審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけでなく、要点を説明して、必要に応じて補足を加えるようにお願いします。これは時間の節約でございます。ご協力ください。

まず資料54、「特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託等について」であります。それでは説明される方は資料を確認の上、議案の説明をお願いします。

【健康づくり課長】健康づくり課長でございます。よろしくをお願いいたします。資料54と資料54-1を使ってご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料54の2ページをお開きいただけますでしょうか。事業の概要でございます。事業名は糖尿病性腎症等重症化予防事業でございます。事業目的と対象者でございま

す。新宿区の特定健診の受診者の方で、医療機関で糖尿病の治療を受けていらっしゃるにもかかわらず、血糖と腎機能が悪い方に対しまして、かかりつけ医の先生と連携をした上で、区が保健指導を行うことにより、糖尿病性腎症が進行して透析導入になるといったようなことを予防するのを目的とした事業でございます。

事業内容でございます。糖尿病による透析などの合併症は新宿区でも全国と同様に課題となっております。国や都では糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定いたしまして、治療中の方に自治体が保健指導を行うという方針を示しております。区でも、区の国民健康保険加入の方の健康寿命延伸の観点から、このプログラムを踏まえた保健指導事業を開始するものでございます。

なお、本事業は来年度新宿区を含めまして21区が事業の新規開始、もしくは継続実施をするという情報を得ております。

次に、事業における流れをご説明申し上げます。恐れ入りますが資料54-1の図をご覧くださいいただけますでしょうか。中央の緑色の部分が新宿区でございます。ここからまず上方向の①の方向、区がKDBシステムを用いまして医療機関で糖尿病治療をされていて、かつ区の特定健診の結果、血糖と腎機能が事業で定めた基準値を超えるという方を抽出いたします。この部分につきましては、前回第8回の最後の議事で医療保険年金課から審議いただき、ご承認いただいた内容でございます。

次に、新宿区から下の方向、④でございますけれども、区が抽出された対象者の方に事業内容と個人情報の取扱いの説明、さらに事業への参加を勧奨する、そういった内容のお手紙を郵送いたします。このお手紙に対しまして同意するとの返信をお返しくくださった方のみ、同意者として次の左方向に進みます。

次に、左方向の⑥でございます。赤い方向でございます。区が、同意された方が患者として糖尿病治療を受けているかかりつけ医に保健指導上の指示内容を、提供を依頼いたします。これを受けて、かかりつけ医が医学的判断のもとに、当該患者様が事業に参加することを同意するといった場合に、保健指導を提供する際に必要な医学的な留意事項を記載した保健指導上の指示を区に提出していただきます。ここまでの確認がとれた方のみ、本事業の保健指導の対象となります。

事業規模につきましては、平成31年度は約10名を予定しております。この部分は新宿区医師会及び加入医療機関に業務委託をすることとなります。7ページに業務委託のご説明をさせていただきます。併せてご覧いただけますでしょうか。4段落目、処理させる情報項

目をご覧くださいませでしょうか。内容につきましては、同意者の検査結果、治療状況、指示事項などになります。記載のとおりでございます。また、委託理由でございますけれども、中段でございます。記載のとおりでございます。また、委託の期間、下から2段目でございますけれども、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間、次年度以降も同様の委託を予定してございます。また、一番下段でございます。情報保護対策につきましては、特記事項を付すとともに区のセキュリティポリシー、条例等を遵守いただきまして、また医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに沿った情報管理を徹底いただきます。

恐れ入りますが資料54-1にお戻りいただけますでしょうか。この図でご説明を続けさせていただきます。ここまでで本事業の保健指導の対象となった方に保健指導を提供差し上げるというものでございますけれども、この場合、糖尿病の患者様の保健指導に必須の知識、技術、指導経験を有した者が行うことが必要であるため、専門業者に業務を委託して行うということを考えてございます。こちらが青色の部分でございます。専門業者につきまして調査をいたしましたところ、受託可能な業者のうち対象者への保健指導の部分について、自社内で行うということではなく、業務の専門性に併せて再委託先で担う場合ということが一定程度含まれるということ把握したため、再委託で保健指導が実施されるものとして本日ご報告申し上げます。

中心の新宿区から右側、⑧をご覧くださいませでしょうか。区から同意者情報を受託者に提供いたします。受託者が進捗管理を統括するとともに、再委託事業者、これは保健師や栄養士などがいるところでございますけれども、保健指導の基礎情報として提供をすることとなり、これは⑨でございます。さらにかかりつけ医から区に提出された保健指導上の指示の情報につきましては、区から再委託事業者⑩の流れで直接提供いたします。これらの情報が再委託事業者⑪にそろい次第、再委託事業者から⑪同意者への保健指導を提供することとなります。

保健指導の結果は、受託事業者の進捗の管理のもとに、区に報告をされます。こちらが⑫、⑬の流れでございます。区は保健指導を受けた方のかかりつけ医に⑭の部分でその情報を提供いただきまして、その対象者の方の糖尿病治療に結果を活用していただきます。

また、同時に保健指導の効果確認等のために、かかりつけ医での検査結果の提出を⑮で依頼いたします。効果評価並びに報告書作成のために、これまでと同様の流れで⑯で再委託事業者⑰にその情報を提供いたします。

最終報告書は、受託事業者の指導のもとで作成され⑰、⑱の流れで区に提出をされます。

以上の流れにおける業務委託につきまして、3ページ保健指導業務の委託と、5ページ保健

指導業務の再委託に記載をしてございます。恐れ入りますが、お開き願います。それぞれのページ3段落目につきまして、委託先と再委託先につきましては、予算のご可決を議会でいただきました後に、プロポーザルを方式で選定をするため、現時点では未定となっております。

4段落目の処理させる情報項目につきましては、3ページ、5ページともに対象者の方の氏名、生年月日等のほか、その方の検査結果、治療状況、指示事項などがございます。委託理由につきましては記載のとおり、採択理由につきましては5ページ中段に記載してございます。ご説明重複いたしますが、全体の統括管理を委託先が行い、保健指導業務を業務の専門性に併せて再委託するという方式をとる事業者の実施体制があることによります。

委託期間はいずれも1年間で次年度以降も同様の委託を行います。最下段、情報保護対策をご覧くださいませでしょうか。情報保護対策につきましては、セキュリティポリシー条例を当然のことながら遵守させるとともに、個人情報が必要になり次第、廃棄、消去させる等管理体制を徹底いたします。また、システムのセキュリティ対策も委託先、再委託先、ともに入退室管理やアクセス制限など万全の体制を講じさせるとともに、委託先から再委託先への指導を徹底させます。また、区からも立ち入りによる管理状況の確認を行います。ご報告は以上でございます。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザー。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザーの意見一覧、両面印刷になっておりますけれども、項番1番が振られているほうでございます。1行目、アドバイザーのほうからは助言ということで意見が出ております。1つ目は、かかりつけ医、医師会のほうの部分になりますけれども、セキュリティのリテラシーに差があるというようなことがないよう、医師会における情報セキュリティ教育を徹底するよう、区からも申し入れることということが1つ。それから2つ目といたしまして、取扱い事業者のほうについては、個人情報のマネジメントをきちんと保有し、運用されるという事業者を選定するということ。それから、取り扱う情報が要配慮情報でございますので、もちろん国のガイドライン、前提として本人の同意に基づく利用、取扱いというようなことを徹底、意識させるということで、助言が出ております。それに対する担当課の対応でございますけれども、かかりつけ医においては個人情報の保護に関する法律に基づくガイドラインを踏まえて、取り扱っていると区としても認識しているところでございますけれども、区のほうからも徹底するように、セキュリティ対策について指導を行っていきたいというふうに思っております。

また、取扱い事業者につきましては、ガイドラインの遵守を求めるとともに、区及び委託先

についてセキュリティ対策ソフトの導入、先程担当課長が言ったような対策を講じると。また、今回本人から情報をいただくのは区になりますけれども、その段階で本人からきちんと同意書を取得をして、情報の利用の範囲ですとか、事業の目的、委託先、かかりつけ医にその情報を共有するという点について、全て同意をとって事業を進めたいということで回答をいただいております。以上です。

【会 長】この委託先ですけれども、予算が決まってからというのは分かりますけれども、大体想定としてはどういうところを。会社名でなくても、どのような業務レベルの企業だとか、ご説明いただけますか。

【健康づくり課長】ご説明申し上げます。委託先につきましては、まず保健指導が行えること、あとは糖尿病の患者様に対する指導が行えること、こういったような条件が必要でございます。既に同じ特別区の中でも幾つかの自治体が本事業を行っておりますので、そういったようなところで経験があるような事業者には、ぜひプロポーザルに参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

【会 長】情報の管理については何か基準か何かを設ける予定ですか。

【健康づくり課長】セキュリティにつきましては、プライバシーマークを取得していることが一番望ましいというふうに考えてございます。また、プライバシーマークを取得していない場合でも、プライバシーマークを取得できるのと同じような管理体制が整っていることを条件としたいというふうに考えてございます。

【会 長】それではご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】今回、受託事業者のさらに先の再委託があり得るというお話を伺いました。それで、どんな事業者が今回入札に来るか分からないので、こういう体制をとっている事業者も想定することからということでは分かるのですが、当然かかわる事業者が増えれば増えるほどリスクは高くなっていくというふうに思うのです。見ているとその委託の内容、分割している場合には、元請のほうには全体統括管理という業務であって、これ専門性がという話もありましたけれども、特に医学的な専門性ということではなくて、プロジェクトのスケジュール管理ということになると、それほど難しいような感じがしないので、むしろこの再委託先の事業者には直接やってしまったほうが、効率的なのではないかという感じもするのですが、これはどうしてこういう体制になっているのか分かりますか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】事業者の調査の中で、例えば再委託事業者というのは、基本的にほとんど

が専門職であるというような、保健師、管理栄養士等でございます。そういったような事業者でございますと、例えば区と契約を結んでその事務を丁寧に進めていく、あるいは区の仕様を理解していただくに当たって、庶務担当機能のようなものを持っていないで、それが親会社のほうがそういったような機能を持っている。あるいはその親会社のほうが、もともとそのいろいろなノウハウを再委託事業者、例えば治療中の患者様に対する再委託事業者は、この再委託事業者にしていただく。特定保健指導に関する事業者はこの事業者にしていただくというような形で、親会社がノウハウを蓄積しているというような場合がございます。

そういったような事情があつて、受託事業者と再委託事業者が分かれるという形態の事業者が複数あるということを確認してございます。

【三雲委員】お話し伺うと、再委託事業者は保健師であつたりとか、特別の専門職であると。そうすると、特に事業者と書いてあるけれども、これは法人ではなくて個人の方がこの受託事業者の下に複数ぶら下がっているというのですか、契約関係がある、そういうふうな構造になっている。それともこの再委託事業者というのはきちんと法人として存在していて、その法人が専門職を抱えていると。したがって、受託事業者と再委託事業者というのは1対1の関係になっている、これはいずれなのでしょう。

【会長】ご説明ください。

【健康づくり課長】把握している限りの事業者においては、その再委託事業者についても個人ではなくて法人だというふうに把握をしてございます。

【三雲委員】先程のご説明の中で、個別のケースにおいて、どういう人に頼んだらいいかということについて、受託事業者は専門性を持っているというお話でしたけれども、再委託事業者は自分の中に専門職を複数抱えているということであれば、どの専門職に仕事を割り振るかということについて、その再委託事業者の中にも当然ノウハウはあるのではないかと思います。この点はどう考えていますか。

【健康づくり課長】例えば本事業につきましては、既に医療にかかられて、糖尿病の治療をされている方、そして腎機能が、糖尿病性腎症の方ということですので、かなり治療薬であつたりだとか、医師からの指示ということについての知識が同じ保健師であつたり、栄養士であつたりでも必要ということになります。

一方、例えば、保健指導のような場合には、そういう治療等の知識はそれほど、ほとんど必要がないわけでございますけれども、予防行動、例えば病気にならないための食生活をどうしたらいいのかとか、運動をどうしたらいいのかということですので、同じ専門職の中でも必要

とされる専門性がかなり違うという、そういうような状況でございます。

【会 長】対象者はもともと10人なのでしょう。それで委託先は幾つ考えていて、再委託先はどれくらいの数を考えていますか。ご説明ください。

【健康づくり課長】今、仕様を整えているところでございまして、仕様でどのくらい厳しい条件にするかということにもよるのですが、恐らくプロポーザルに手を挙げてくださると期待している事業者様は5事業者程度、もしくはそれよりもしかしたら少ないかなというようにも予測をさせていただきます。また、再委託事業者は、それぞれの事業者につき自分がこの事業を引き受けるのであれば、ここの事業者というように決まっているというような状況でございます。

【会 長】委託先は1社を想定しているのでしょうか。再委託先はどういうふうになっているのですか。

【健康づくり課長】委託先が例えばA社になりましたら、A社が再委託する事業者はB社の1社のみということでございます。

【会 長】そうすると1、1ですか。委託先1社、再委託先1社とになるだろうということ。

【健康づくり課長】さようでございます。

【三雲委員】今のご質問と関係するのですけれども、そうすると委託先の中には再委託先を持つところと持たないところがあるという話だと思っておりますけれども、5社のうち再委託先を持っているところが何社、持っていないところが何社というのはわかりますか。

【健康づくり課長】おおむね半々でございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】今の関連ですけれども、これで委託先が一番端のブルーのところ、委託先になったらスケジュールの管理と報告書のとりまとめ、意見・苦情対応とありまして、その下のブルーの、水色ですか、ここは再委託先事業者は、保健の指導とかかりつけ医での検査結果を踏まえた報告書といいますと、業務もそういうことですね、指導とか。そうすると、元請の方のところ、管理したものを、再委託先がなさと受け取っております。

委託先をプロポーザルで選定するのは分かるのですが、再委託先もプロポーザルの方式で選ぶのでしょうか。

【健康づくり課長】今のプロポーザルの件からご説明申し上げます。資料の書き方が分かりづらくて大変申し訳ございません。プロポーザルを行うのは1社、この事業を担える事業者を1社選定をいたします。その事業者が自分のところでその仕様を、その事業を行える専門職まで担っている場合にはそれで行っていただく。そのプロポーザルで選定された事業者が、再委託

で実務を行わせているという場合にはその事業者、区が再委託先を選ぶということではなくて、委託先が担わせている再委託先が区民の方に対して、実際に保健指導を提供するということとでございます。

【会 長】5ページの再委託先の、現時点では未定まではいいのですけれども、「(プロポーザル方式による入札)」というのは、これは消すわけですよ、説明としては。

【区政情報課長】3ページの、プロポーザルに伴ってという意味でございましたので、申し訳ございませんでした。

【会 長】セットでということなのですね。

【健康づくり課長】失礼いたしました。

【会 長】別に2回プロポーザルをやるわけではないということ。分かりました。ほかに質問かご意見。

【健康づくり課長】1点目のご質問でございます。区民の方に実際保健指導を行うのは再委託の事業者、つまりそこに保健指導や栄養指導がいるということでございます。受託事業者にはそういったような専門職がないという、そういうような役割の分かれ方ということでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見。須貝委員。

【須貝委員】7ページの医師会とかかりつけ医に対する情報提供業務の委託なのですけれども、これは医師会と医療機関が共同受託という形になっているのだらうと思うのですけれども、その一方で今議論になっている保健指導業務ですか。これは再委託の形式をとっているということで、ただ実態を考えれば業務の本体を再委託業者もやるようなことが考えられるので、そうであれば、こちらの保健指導業務のほうも場合によったら共同受託という形式だってとれるのではないのかなと思ったりして、この資料を見ると保健指導業務のほうの資料を見ると、個人情報保護対策やら情報セキュリティ対策ですか。これ、何か一括して書いてあるのですよね。委託の資料についても再委託のことが書いてあるというようなことがあるので、シンプルなやり方を考えようとするれば、こういう再委託とかいう、こういうやり方ではなくて、共同受託というやり方だってあるのではないかなというような気がするのですね。

保健指導業務の本体というのは、食事療法とか、それから運動療法とか、それから服薬の状況の把握とかそういったことが中心だらうと思うのです。そういったことを考えると、やはり委託の仕組み方としては、共同受託のほうがすっきりするのではないかなという気がするのですけれども。私の認識だと再委託というのは、本当に軽易な案件とか、それこそ専門性のある

ものとか、そういうものに限られると思うのですね。以上です。

【会 長】ご質問、ご意見を含んだものなのですから、何かご説明、追加があればどうぞ。

【健康づくり課長】ご提案ありがとうございます。今ご指摘がありましたように、確かに保健指導の基本というのは食事、運動、あとは服薬管理というところがございます。今回の事業でそれにさらに上回るものとしましては、糖尿病で既に腎臓が悪くなってきている患者様というのは、食事管理がより一層難しくなります。例えばタンパク質を1日何グラムまでしかとってはいけない、糖質を1日何グラムまでしかとってはいけない。そうなりますと必要な栄養は摂取したいけれども、そういった細かい制限があるということになりますと、保健指導のレベルとしては一層難しくなる。あとは服薬の治療などにつきましても、今は非常に様々な治療薬などがあるものですから、そういったようなところについての十分な知識が必要である、そういったような事情で、事業者にもよるのですが、再委託という形式をとっている実情があるということで、具体的な答えになっていないかもしれないのですが、ご助言ありがとうございます。

【会 長】要するに再委託事業者がやる、今細かいことをいろいろ挙げておられたけれども、そういうことを区の職員が直接管理する能力がないから、だからそれで受託事業者に再委託事業者の管理を任せるために委託するのだと、こういうことではないのですか。

共同事業者だと直接管理しないといけなくなるでしょう、区が。やっていることを一々ね。どうぞ、事務局。

【区政情報課長】今、初年度で10名ということですが、将来的に人数も拡大してまいりまして、今、須田委員がおっしゃったどっちがメインかという、もちろん下のほうの保健の指導の実施というのは実質的な部分なのでございますけれども、上の全体の統括ですとか報告書の取りまとめ等々の管理というのも、委託の中の十分大きな部分を占めるということで、一部の再委託というよりも、区は事業全体をお願いをして、プロポーザルで選ばれた業者が再委託をかけるとしたならばというような順番になりますので、右側のほうのブルーについては、再委託の形態をとらざるを得ないというふうに考えております。

【須貝委員】委託のし方についてはいろいろあるのだと思うのですが、先程三雲委員もおっしゃったのだと思いますけれども、再委託という形式をとると、監督・指導が形骸化する恐れもありますので、今回の案件の実態を見たら共同受託のほうがいいのかなという考えを持ったのですから、申し上げました。以上です。

【会 長】では、そういうご意見ということで、ここでその議論はできないので。できない
というかこっちも能力がない。一応再委託という方式でやるということを前提にご質問、ご意
見がありましたらどうぞ。ほかにございませんか。

ないようでしたら、これは委託が2件ですね。再委託が1件、いずれも報告事項ですけれど
も、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたしま
す。

次に資料57、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく分配金取得計画認可に
係る調査業務の委託について」であります。それでは、説明者は資料確認をした上で、議案の
説明をお願いいたします。どうぞ。

【住宅課長】住宅課長でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、資料57-1のほうをご準備ください。資料の57です。こちら参考資料57-1で
ございます。

【会 長】2つですよ。どうぞ。

【住宅課長】早速ですが、個人情報の提供に伴いますマンションの建替え等の円滑化に関する
法律に基づく分配金取得計画の認可に係ります調査業務委託についてお諮りいたします。

恐れ入りますが資料57調査票の2ページをご覧ください。初めに本事業の概要をご説明い
たします。耐震性が不足しておりますマンションの除去、あるいはその土地の売却には、これ
までマンションの区分所有者全員の同意が必要であったものを、マンションの建替え等の円滑
課に関する法律に基づいた制度を活用することで、全員ではなく5分の4以上の同意で進める
ことが可能になりました。また、この同法によるマンションの建替え事業の実績は、こちら事
業内容に記載のとおりでございます。

本事業では、同法に基づきまして耐震性が不足しているマンションの明け渡しと、あと敷地
の売却によりマンションの区分所有者が取得する分配金等について、記述された分配金取得計
画の審査に当たりまして、内容が法令に違反するものではないかということを調査する調査で
ございます。平成31年度に区への申請が今、1件予定をされております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。個人情報の保有課は住宅課でございます。登
録業務の名称はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務でございます。委託
先は現時点では未定でございます。委託事業者処理させます情報項目でございますが、項番
の1、当該マンションの敷地売却組合の組合員と組合員以外の権利者にかかわります住所、氏
名、印影、生年月日、また売却するマンション、それから敷地の権利にかかわる情報といたし

まして、自己所有なのか借家なのかの権利の種別、それから床面積や共有部の持ち分などの権利の内容、それからマンションと敷地の評価額、またこのマンションの土地の明け渡し等に伴う損失額でございます。

項番2の売却に伴い、マンションの管理組合の1機関といたしまして設置をされます審査委員にかかわる同様に住所、氏名、印影、生年月日となります。

続きまして、情報の記録媒体についてでございますが、紙及び委託先のパソコン、CD-R等の電磁媒体でございます。委託理由でございますが、土地あるいは建物の権利関係に関する専門知識や経験を要することから、業務を委託するものでございます。また、委託の内容でございますが、主に分配金取得計画の決定に当たった手続及び同意状況の確認でございます。委託の開始時期及び期限でございますが、区へ計画書が提出された後、約1カ月程度の委託期限を予定しております。また、委託に当たりましては、区が行う情報対策でございますが、特記事項や新宿セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の厳守を付します。また、職員が情報の利用の目的、情報の種類、保存期間につきまして、委託先に説明を行うとともに、個人情報につきましては、区職員がみずから事業者の事務所まで運搬を行い、情報の保管体制を現地にて確認をいたします。また委託業務の履行後は、職員が速やかに区が提出した情報を回収し、委託先のパソコンの電子情報の消去の確認をいたします。

恐れ入ります4ページ目をご覧ください。受託事業に行わせる情報保護対策でございますが、事業者に対しては取扱い責任者及び取扱い者をあらかじめ指定しますし、情報は施錠できる金庫等に保管させ、複製、複製等が行わせず、情報漏洩等の事故防止を徹底いたします。

また、最後になりますが、先程の参考資料57-1の図面は同じこのマンションの制度につきまして、国が策定したパンフレットで、参考までにつけさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【区政情報課長】会長。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】資料を2種類と申し上げましたけれども、3種類ございまして、資料57-1というのがお手元にあるかと思います。この類似の建替え事業というのが既に平成29年度第1回の本審議会でご了承をいただいておりますけれども、類似の事業ということで右側に、今回お諮りするものが左側の事業になります。対比表になっておりますので、併せてご覧ください。以上です。

【会 長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、報告事項ですので、ご質問、ご意見がなければ了承ということで終了いたしますがよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたしました。

次は資料58、「特殊詐欺根絶対策事業の実施状況について」であります。説明者は資料を確認の上、議案をご説明ください。どうぞ。

【安全・安心対策担当副参事】安全・安心対策担当副参事でございます。

最初に資料の確認をさせていただきます。資料58というものが1枚ものの両面刷りになっております。また、参考資料として58-1、前回の本審議会資料というものが2枚ついております。そして、58-1グラフの資料がございます。こちらのグラフの資料の3枚でご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料58に基づきましてご説明申し上げます。

本特殊詐欺根絶対策事業につきましては、第2回、第3回、第4回の本審議会において諮問した件でございます。警察に対して65歳以上の区民の個人情報を提供して、警察官が個別訪問をして自動通話録音機を貸し出して、特殊詐欺を根絶していこうという事業のものでございます。こちらにつきまして、審議会に審議した以降の実施状況についてご説明申し上げます。

調査票のほうを見ていただければと思います。審議会が6月28日、7月19日の封入封緘ということで、審議を3回、4回とかけさせていただきました。その後、1番に書いてありますとおり、覚書と協定書の締結、区内4警察署に対しまして、覚書とあと個人情報の取扱いの万全を図るための協定書というのを締結いたしまして、事業の開始に向けた準備をまいりました。また、まちの方に対して2番の事業の周知ということで、民生委員の協議会やまた町会、区内の町連のほうで説明したり、また高齢者を見守る高齢者管理者センターの方々の会議で説明したりということで、事業の周知をお願いするような形、また区のホームページや広報しんじゅくによる周知も行ってきたところでございます。

このような形で事業の対象者、9月11日現在で、事業の案内を発送させていただきました。郵送数につきましては、3の(1)に記載してございますとおり6万6,489件でございます。これが区内在住の65歳以上の高齢者の件数でございます。この回答期限を10月5日までということで、10月5日までに投函していただいて、10月15日まで受け付けた辞退、個人情報を提供してほしくないという方に数につきましては、3万1,606件でございます。そうしますと差し引きで戸別訪問、個人情報を警察にした提供者については、戸別訪問を希望した方ということになるのですか。3万1,838名という形になっているところでございます。このように10月15日まで回答を受け付けまして、4番、個別訪問の開始を10月16

日から警察のほうで行ってきた次第でございます。

5番に書いてありますとおり、この間12月末現在、どのような形で個別訪問をして、面接がどれくらいできて、自動通話録音機の貸し出しがどれくらいできたのかというのを、12月末の時点でここに数字を記載しておりますけれども、1月31日時点の数字が最新で分かりましたので、若干説明させていただきます。こちらの一番上、区が個別訪問をして面接した人数というところがございます。区が個別訪問をしたという部分につきましては、これは新宿区内4警察署以外に中野警察署の管内というのが一部ございます。この部分に対しては29名がおりますので、ここに対しては区の危機管理課のほうで戸別訪問をして、面接をして、訪問して、設置したところでございます。それが29名に対して、面接を14名いたしました。設置した台数は4台設置しております。また、現時点窓口等で予約が残っている台数は3台でございます。貸し出した台数につきましてはその次34のところ、今度は43、今、1月31日現在で電話予約を受けているような状況でございます。

区につきましては、電話予約を受けている段階で、あとは区に来た段階でお貸しするというような窓口の貸し出しになります。そうしまして、区のほうでは合計で今50台の予約と設置をしたようなところでございます。

区内4警察につきましてはどうかと申しますと、個別訪問の人数は12月末現在は1万3,000でございましたけれども、1万8,321名に個別訪問を実施し、実際に会えた面接人数が8,942名でございました。自動通話録音機の貸し出しにつきましては259台の貸し出しをしているところでございます。貸し出しというか設置をしているところでございます。今、予約をして警察官がこれから自動通話録音機を設置しようとしている台数が、60台のところ、今は65台となっているところでございます。警察署の窓口に着りに来た人の数については69台のところ、71台となっておりますので、合計台数は1月31日現在で395台貸しているような状況でございます。したがって、一番下の合計の数字につきましても、個別訪問の人数が1万8,350、面接の人数が8,956名、訪問設置台数が263台、予約台数が68台、窓口設置が114台の445台を貸し出して、特殊詐欺の防止を図っているところでございます。

58-1の前の本審議会の資料につきましては、説明は省略させていただきます。次にグラフの資料を若干ご説明申し上げます。これは12月末までの特殊詐欺の認知件数、事業の効果を図る上でこのような統計資料を用意させていただきました。これはまだ訪問率が42%の状況でございますので、これをもって何だということがまだあるのですけれども、一応一

番上の1番、都内及び新宿区内における過去5年の被害の認知件数というのを比較させていただきました。過去、新宿区内と東京都の全体29年までを見ますと、大体同じような流れでできているところでございます。しかしながら、東京都では昨年、平成30年につきましては過去最悪の特殊詐欺の被害件数があったところ、新宿区については右肩下がりというか、若干減らしているような状況でございます。この87件という数字の中の63件が今回の事業対象となる65歳以上の高齢者の方が被害に遭っているような状況となっております。

それでは2番、区内における特殊詐欺の状況比較の表が2番となっております。月別に被害の認知件数を探ってみました。1月から5月につきましては、前年を上回ったり、青が29年でございまして、赤が平成30年の数ですけれども、前年を上回ったりしていますけれども、6月以降については前年を下回るような形で推移していったというところでございます。

また、右の部分でございます。年齢別はどうかと申しますと、そもそも今回の事業は65歳以上の方の被害が86%ということでございましたので、65歳以上というところを決めたところでございますけれども、平成30年につきましては、72%の方、特殊詐欺を受ける72%の方は、やはりまだ65歳以上の方が多かったというところでございます。年代別に見ますと、65歳以上を見ますと、65歳以上の部分は平成29年は20件あったところ、今のところは平成30年は8件、70から74歳のところは平成29年が28件だったところを5件ということでございました。65歳以上の部分については若干人数の減少が統計的には見られるところでございます。

また、その下に被害種別を書かせていただきました。特殊詐欺につきましてはオレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺とあるのですけれども、オレオレ詐欺につきましては、息子とかを語ってだますオレオレ詐欺については5件程度の減少だったのですけれども、区から出たような還付金詐欺、区から医療費の還付金があるよみたいなものの詐欺につきましては、54件から平成30年は20件と大幅に減らすようなことができたところでございます。また、被害の額別に見ますと、若干オレオレ詐欺につきましては件数は減ったのですけれども、大口の方が、被害に遭われてしまう方がいましたので、被害額としてはそんなに、平成29年は2億9,000万円でございますけれども、平成30年は被害の件数の減少に見合うだけの額の減少というのはあまりなかった、2億5,600万円というところでございます。

また、一応事業開始前と後の高齢者の被害率というのを出してみました。1月から9月に被害に遭われた方については、高齢者、65歳以上の方が75%だったのですけれども、10月

から12月を見ると65%であったというところのようなものでございます。

今後の事業につきまして、この検証というのは、まだ事業は10月から始まったばかりでございまして、面接率はやっと半分終わったようなところでございます。ですので今回、前回の諮問で7月末で名簿の回収ということになりますけれども、事業の協定自体は3月末で更新することになっていきますので、一応区の意向としては、今後警察の意向もあるのですけれども、しっかりと事業終了後、7月末が終わって、その後の被害の発生状況等を分析して、それでその後、特殊詐欺の発生状況を検証して、今後、同様の事業をやっていくのかどうか、また年齢別については65歳以上の方は若干減っていますので、今度は75歳以上の方で同様の事業をやっていくのかどうか等を検証してまいりたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】伺いたいのは、この2ページの表の5番で、表が出てきているのですけれども、これは個別訪問、区が個別訪問をするのか、警察が個別訪問をするのかという、そういう議論を私、以前もさせていただきまして、これ、警察がやるメリットが本当にあるのかというのが、これを見ても分かりづらかったのですけれども、実際30件、29名個別訪問をして半分ぐらいが面接に至る、これは警察の場合も大体そういう傾向があるのですけれども、ここから設置台数が、区が訪問をした場合は4台で予約が3台と7台で半分ぐらいが設置に至っているのですけれども、警察が行った場合は245台が予約と設置合わせた数で30分の1ぐらいになっていて、成約に至るまでの確率が全然違う、開きがあるのですけれども、この理由なんかやはり区のほうが信頼があったのかなというふうに、どうしても見えてしまうのですけれども。だったら、コストの話があるという議論もありましたけれども、こう見ていくと、本当に区がやったほうがもし信頼が高ければ、そっちのほうが特殊詐欺対策になるのかなと。区がやっていたら別に辞退者もこれほど、ある意味問題になったりとかして、ネガティブな印象もついてしまったのかなというふうにも思ったのですけれども、ここが、本当に警察が必要だったのかという、この後、何でこの成約率にこんなに開きがあるのかというのを伺いたいなと思いました。

【会 長】ご説明どうぞ。

【安全・安心対策担当副参事】今、成約率の比較ということでございますけれども、一応、区のほうで回ったのは29人ということで、統計的にたまたまなのかもしれませんし、それか私自身も回らせていただいて、私自身の思い入れが強いものがありましたので、その部分とかと

いう部分もあるのかもしれませんが。ですので、これは統計的に区だから有効だったのかという部分というところは、何とも申し上げにくいところでございますし、また、区で行うのだったらこの1万8,000とか、この3カ月や2カ月でこの数を回るといのはなかなか厳しいところでございます。

今回私らが回らせていただいたのも集中ロックのマンションでございました。なかなか入れてもらえなくて、あんたら何なのだというようなちょっと冷たい視線を、マンションの管理人の方にされて、管理人の方の協力を得てやろうと思ったら、勝手にその表を見てやってくださいとか、なかなか協力も得られないところもあったりして、そういう意味では警察官であれば、もう少しそもそもがそういう地域を回るといのを仕事にしていますので、不審がられずに回ることができたのかなと。ですので、警察官だからこそのこのペースが維持できたのではないかなと、個人的には思っているのですけれども、それはまた今後の検証ということになるかと思えます。

【伊藤委員】 たまたまこういう数になるという話もあると思うのですが、たまたまにしてはやはりかなり開きがあるのかなというふうには、どうしても見えてしまうので、実際に区と警察だと服装が違ったりとかという、そういった要因もあると思うのですけれども、そのあたりでやはり個人情報、警察だったら抵抗があるなという人が多かったのかとか、区が行ったときには、むしろこういう状況だから設置をしたいという話があったのかとか、その辺の違いがどうしてもあったように見えるのですけれども、ここは、違いは服装だったりとか、最初に警察の者ですというのを名乗るのか、新宿区の者ですというのを名乗るのかという違いぐらいですか。あとはその熱意があるというか、そこの営業トークがもしあるのだったら、それも共有しないと。これだけ開きがあると警察のほうが、むしろ仕事をしていないのではないかというふうにもどうしても見えてしまうのですけれども、そのあたりはどういう解釈なのか。

【会 長】 ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】 熱意と申しましたけれども、警察官は各個人で回って、1人が1人で回っているような状況だそうです。うちの場合は2名1組で回って、面接した後の2名で説得できるというか。ただ、警察官のメリットというのは、やはり私もちょっと警察から聞いたりして、今、特殊詐欺はどんなのが起きているのかという最新の情報を得るところが、なかなか難しいところでございます。私自身も気をつけてNHKの番組を見たり、新聞記事を切り取って見たりとか、警察官であればふだんの教養の中でそういうのが身につくようなシステムになっているのですけれども、区にいるとどうしても浦島太郎的になってしまいます

ので、そういう部分で確かに設置台数の差はありますけれども、警察官でやるメリットというのはそこがあるのかなと。回っていただいた方、高齢者の方に危機感を持ってもらって、自動通話録音機を設置してもらおうという部分では、やはりそこが大きいのかなと思っているところでございます。

【伊藤委員】ありがとうございます。分析はもうちょっとやはり数が出たりとか、続けていかないと分からないことだと思うので、この辺にしたいと思うのですけれども、実際、今回の事業が、例えば周知がうまくいった方に関しては、この辞退者という形で、辞退をしたいという意向があった方が出てきていると思うのですけれども、仮に知らなくて突然個別訪問があって、やはり辞退したいみたいな話というの、中にはあったのかなと思うのですけれども、もう来ないでくれという話というのはあったのですか、知らなかった人が。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】知らなかったという人は、私のほうで苦情は受けていないのですけれども、10月15で回答期限を設けたのですけれども、それ以降に郵送が来るパターンが結構ございました。そのようなパターンにつきましては、私も、その週については1週間に、最初の10月についてはもう週に2回ずつくらい回って、その後11月につきましても週に1回、12月は月1回しか行っていないのですけれども、名簿を消しに行くという作業をさせていただきました。ご説明差し上げて、もう名簿は渡してしまったのですけれども、それを消させていただきますのでということで、すぐに黒と。黒だと見えてしまうので黒と白を塗って消すような形をとって対応はしているところでございます。

【伊藤委員】ありがとうございます。今後についてだと思うのですけれども、やはりこの効果が実際出るか出ないかというのと、今後の対象人数が例えば絞られた場合だったら、区だけでもしかしたら対応できるようなぐらいの数にも減るのかなというのも思ったので、やはりこの表を見ると、警察のほうがどちらかという効果は私は期待できるのかなと思ったのですが、逆にちょっと少ないような印象だったので、このあたりを分析していただいてやったほうが、今回も個人情報の扱いというのがきっかけで、多分これだけ辞退者が、不信感というか、そういうのが出てしまったと思うので、そのあたりも今後検討いただきたいというのは思いました。以上です。

【濱田委員】個人的な話になってしまうので申し訳ないのですけれども、この事業が始まる前に警察のほうから自宅のほうに電話があって、自宅の電話を、こういう録音機を貸し出すというのではなくて、電話自体の機能を変える方式があるのでそれをやってあげますということだ

ったものですからお願いしてやってもらったのですね。そうするともう、それで役に立っているものですから、改めてこういう録音機を借りる必要がなかったということで、今、警察がやっていらっしゃるのが、この録音機の貸し出しだけをやっているのか、そういう既存の電話で、それを、機能を修正することによって、オレオレ詐欺等を防ぐというそういう方式があるのではないかと思うのです。それもやっていらっしゃるのか、その辺がこれ台数では出てこないのですけれども、どうなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】警察においては、電話に出ない対策というのを進めているところでございます。自動通話録音機よりも優良な、民間で今、防犯対策のなされた電話というのはあるところでございます。そのようなものを使っていらっしゃる方、もしくはナンバーディスプレイ機能の契約をしていて、ナンバーディスプレイで知らない人については着信しないような機能のある方については、そのような対策をしているところでございます。そのようなものがなくて、ただの留守番電話機能しかない世帯に対して、自動通話録音機を貸すような形になっているところでございます。留守番電話機能だけではやはり足りない部分、先に警告を発して録音しますよというこの自動通話録音機こそが、留守番電話対策よりも特殊詐欺に有効なところでございますので。

もちろん、委員のおっしゃられたとおり、最初に防犯対策をなされているような方については、そのような形で。結構自動通話録音機を置くというのを嫌がる方もいらっしゃって、高齢者の方はやはり新たに変なものをつけて、ほかのものが使えなくなるとは嫌だという方もいらっしゃるみたいなので、そういう部分で賄える部分については、対策としてやらせていただいているところでございますので、濱田委員のところについては、そういうことで対策なされたのだと思います。

【会 長】今の質問は、行ったときにいろいろな方法を説明しますかという質問だろうと思うのですが、それはどうですか。

【安全・安心対策担当副参事】自動通話録音機の貸し出し事業ではございますけれども、まずは電話の確認をしていると思います。まず、どのような電話を使っていますかというところを確認をして、警察では電話に出ない対策というのを進めているところで、その中で選ぶ選択肢の1つとして、自動通話録音機の貸し出しの説明をしていると、そのように聞いております。

【会 長】ほかにご質問かご意見。鍋島委員。

【鍋島委員】うちの近所でも回ってきまして、うちの団体の人たちも回ってきた人がいるので

すけれども、1つには今、回ってくるものというのとガスが点検に回るのですね。あれはご丁寧にちゃんといつ行ったらいいですかというのを郵送してきます。それを返信するとその日にちゃんと来てくれます、その時間に。それから区のほうで、これをやりますというのは区報や何かに出ていましたけれども、区報を見ていない人も結構います。それから新聞に、新宿区でこういうのをやっていますとどうかというのが出てしまいましたし、それからうちのほうは警察官と同じような格好をして、警察官の身分証明と同じようなのを持って、悪質商法が回って、それにうっかりかかわってしまって、お金を払わされた人もうちの団体でもいますし、うちの近所でもいるんですね。だから、本物かにせものかというのを、まず勘ぐってしまうという人もいます。それの上に、うちのほうは危ない地域なのでパトロールをしてくださっているのですね。そうしますと、10センチ角の黄色い、名前も書いて、誰々が来ましたという、何々派出所ですというのをちゃんとポストに入れておいてくれたのですね。そうすると、その人は顔を知っていますから、その人が来れば、「ああ、そうですか。じゃ、うちちょっと見て、これはどうですか」と話ができるのですけれども。うちにも来ましたが、全然お手伝いですとかいって全然違う人が、その悪質商法の人と同じような格好をして来られても、それから前に何日に来てくださいということがないから、私なんか出がけに来られてしまったりしていますから、本当に私もその人を信用することはできませんとはっきり言ったのですけれども、やはりそういう対応をきちっとしないと、そういう地域が増えていきます。ですから、少なくとも区報にも来てもらいたい人は、何日に来てくださいというのを出してくださいとアナウンスしないと、家に入れてくれる人が少ないと思います。それで、またご丁寧にうちの近所の方は、来た後で私のところに来て、あれは本物ではないから警察に電話をしてと言われました。そういう状態ですので、もうちょっとお考えになったほうがいいかと思います。

【会 長】何かその点について追加することがあればどうぞ。

【安全・安心対策担当副参事】新宿警察署外の警察署、戸塚、牛込、四谷については、その地域を持っている方が回っているということで聞いております。ですので、ふだんパトロールカードを入れる人が、その担当の中で65歳以上の方がいればというところで、回っていると聞いているのですけれども、確かに割合が違えばもしかしたら応援の方がいるのかもしれませんが、新宿警察署については逆に私服の方が腕章をつけて回っているというような状況で確認をとっていますので、その点は申し訳ございませんというか、もう少しうちのほうからも強くその地域を持って、顔を知っているような方に回ってもらえればということは、今後言わせていただきたいなと考えております。

【鍋島委員】日にちを打ち合わせてからは難しいのですか66。

【会 長】どうぞ。

【安全・安心対策担当副参事】日にちのほうにつきましては、警察もいろいろな事情がございますので、なるべく、行く前に電話できるのだったら電話してから。でも、電話が分からないのがございますので。そこはまた今後の検討ということによろしいでしょうか。

【会 長】これは7月末までの事業というふうに聞いているのですけれども、1つの事業が終わったところで、しっかりと検証をしてください。いろいろなご意見があった案件なので、最終的にどうなったか、今後の何かの参考になるかもしれない。では、そういうことでほかにご質問かご意見。三雲委員。

【三雲委員】6万6,000件余りの方々に、意思確認書を送って3万1,000人の方が辞退をされた。結構な割合だというふうに思うのですけれども、私の知り合いの方なんかで、辞退の通知と一緒にコメントも書いたという方もいらしたのですけれども、そういったものを集計とか、あるいはどれぐらいの件数この件に関する意見があったとか、あるいはどういう内容だったとか、そのあたりというのは把握されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】基本的には辞退書というところには署名欄しか設けてないところがございます。ただ、一部署名欄ではなくて欄外に書いていらっしゃる方もいらっしゃいましたし、私自身が確認した2,000件ぐらいは、私が統計をとったりはしているのですけれども、何せ3万件ですので、2,000件をもつての割合は、こういうコメントがあったとか、絶対やめるべきとか、警察官にいつもお世話になっていますという部分では、確認書はとってありますので、今後の事業の検証で考えていきたいと思えます。

【三雲委員】来年度以降も継続について検討をされるというふうに理解しています。私はどうかというふうに思っていますけれども、もしこれ継続とするとすれば、また同じように6万人の方にお手紙を送って意思確認をするのか、あるいは差分というのでしょうか、新たに65歳以上になった方にお送りするのか、やり方がいろいろとあると思うのですね。今回反対した方に、あるいはコメントまでよこした方に、もう1回意思確認をすると、非常に難しい状況が生まれることも考えられるので、大変だなという感じはしているのですけれども、その点はどのようなふうになりますか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】一応、区としては全く同じような事業をやるということでは考

えておりません。今回、65歳以上の方がかわられていますので、新たに65歳以上になる方、また転入された方に対して同じ事業をやるのかという部分でも、なかなかそういうことは考えていなくて、転入者に対しては転入するときのセットの中に自動通話録音機とかのチラシを入れさせていただいたりして対応をするということも考えていますし、今後それでまた警察のほうの要望も確認しないといけないのですけれども、区といたしましては全く同様の事業をやるということは、先程委員がおっしゃられたとおり、拒否しているところにもう1回出すというのは税金の無駄遣いというのは分かっているところがございますので、そこは検討しながらどのような方向がいいのかというのは、考えていきたいと思っています。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。井下田委員。

【井下田委員】 特殊詐欺根絶対策事業ということで、そのうちの1つの、一環としてこのいわゆる自動通話録音機の貸し出しがあると思うのですけれども、例えば先程そのほかの方法でもいろいろと、ナンバーディスプレイのいわゆる電話の機器によってはついているので、セットした数もあると思うのですけれども、それは数とかに反映できるのか。仮にこれ例えば警察がこの表だけで見ると1万3,455名訪問をして、設置台数が185。けれども、そのほかにもそうやって最初に訪問をして、こういう機能がついていますよとって逆にセットした方も、さっきいるということだったのですけれども、そっちも逆に数字があったほうが、もちろんこの貸し出しの台数で見ると、割合で見るとさっきも議論であったように少ないのではないかという話になってしまいますけれども、そのほかにもそういったこともやっているということ、ちゃんと数に入れたほうが、いわゆる対策をしてきたということがより分かると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】 最初に警察と報告事項という中に、その要項を入れていなくて、多分統計としては今のところないところがございますけれども、今後はその辺も報告してもらうことを考えています。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますか。ないようでしたら、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで。

それでは、資料59「江戸川河川敷グラウンドの管理運営業務の委託について」であります。それでは説明者は資料を確認した上で、議案のご説明をお願いします。

【生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課長でございます。今お話しございました江戸川河川敷グラウンドの管理運営業務の委託について、ご報告をいたします。資料は59になりま

す。

なお、参考図といたしまして59-1と2、ご用意をさせていただいております。59-2につきましては、本日差替え分机上のほうでお配りをさせていただいているものをご覧いただければと思います。

まず、資料59の2ページのほうをご覧ください。事業内容でございます。事業の概要でございます。新宿区内運動場でございますが、非常に土曜、日曜、祝日の利用希望が集中しております、なかなか思うように使えないという状況がございます。ここで江戸川河川敷で民間事業者が管理をしていますグラウンドを、区が一部借り上げをいたしまして貸し出しをして、土、日、祝日、区民の方にスポーツの事業を提供をしたいと、こういうことでございます。

利用に当たりまして、団体登録、それから予約受け、こういう業務が発生いたしますので、この業務を委託するものでございます。今現在区内にあるほかの屋外グラウンドにつきましても、まず団体登録をして、その登録をした団体に貸付けを行うという仕組みでございますので、これに準じた扱いとなっております。

2番の業務委託の内容につきましては、まず(1)利用団体の登録業務及び施設の予約受付業務、(2)利用料の徴収業務、(3)緊急時の対応、(4)Webページ等を用いた事業周知ということで、業務の詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、3ページのほうをご覧ください。委託先でございます。公益財団法人新宿未来創造財団でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、まず利用登録に係る団体構成員の情報項目ということで、基本的な事項を情報を収集いたしますが、区内団体であるのか、それから区外の団体であるのか、区内の中でも区民の方、ご住所がある方だけではなく、区内に勤務先がある、あるいは区内に学校があるという方につきましては、そういう新宿区に住所があるというものについても、ご登録をいただくという仕組みでございます。

区内団体の方につきましては、利用の際に優先的に早く予約ができるとそういう仕組みを用いますので、その必要があるというものでございます。施設予約に係る申請者の情報項目も収集するものでございます。委託の開始時期及び期限でございますが、来年度からの新規事業でございます。2019年4月1日から2020年3月31日まで、まずは1年実施をいたしまして、利用状況等も検証いたしまして、次年度以降も同様の業務委託を行う予定でございます。委託に当たりまして、区が行う情報保護対策、それから次の4ページにございます受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、詳細にわたってございますが、記載のとおりでございます。委託先である公益財団法人新宿未来創造財団、区の外郭団体として多くの区の事

業を実施してございますので、この経験を十分に生かした対策を実施を徹底してまいります。

それから、先程ご紹介をさせていただきました図のほう、59-1と2ということで2枚ご用意をさせていただいております。まず、使いたいというときには事前に利用団体としての登録が必要になりますので、59-1のほうで利用団体の登録の流れのほう、ポンチ図のようになってございますが、つくらせていただいております。

それから、2番の59-2のほうが施設予約の流れということで、登録をした団体の方が実際に施設利用をするときには、また申請をして承認をするという流れでございます。大変雑駁ではございますが、このようなところで、基本的には今既に区内で実施をしている屋外の貸し出し業務と準じたような扱いで、取り扱ってまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

【会長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。大体分かったようです。それではご意見がなければ、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料60、「中小企業の留学生等採用支援事業の委託について」であります。それでは説明者は資料を確認の上、議案をご説明ください。

【消費生活就労支援課長】消費生活就労支援課長です。それでは、中小企業の留学生等採用支援事業の委託について、ご説明させていただきます。

資料を確認させていただきます。調査票資料60でございます。資料60の後ろに資料60-1から2、3、4まで、60-4まで図がついてございます。不足等ございませんでしょうか。

【会長】どうぞ、進めてください。

【消費生活就労支援課長】それでは、資料2ページ、事業の概要をご覧ください。事業の目的でございます。この事業は区内中小企業の人材確保を図るために、日本で活躍する意欲と能力のある留学生等の外国人求職者と、外国人材の受け入れを検討している中小企業とのマッチングを支援することを目的とする事業でございます。

対象者は留学生等外国人求職者と区内中小企業の経営者、従業員です。留学生等外国人求職者というのは、主に専門学校最終学年の留学生になりますが、大学の最終学年の留学生や、もう卒業していて求職活動をしているという外国人も対象といたします。

事業内容でございます。本事業は中小企業と外国人とのマッチングの支援を行う事業ですので、単なる採用支援ではなく文化や価値観の違いを相互に理解を促進したりですとか、在住資

格の変更手続等の高い専門性が必要となります。そのため、この事業は高い専門性を備えた事業者をプロポーザルで選定いたしまして、委託して行う予定でございます。

1の事業対象及び事業規模、それから2の事業期間については記載のとおりでございます。

3の委託内容でございます。(1)外国人求職者の支援といたしましては、①外国人求職者向け就職支援セミナー、こちらは外国人求職者は日本の就職活動になじみがないので、そのノウハウを身につけていただくためのセミナーとなっております。②が外国人求職者の内定者向けの定着支援セミナーでございます。内定した外国人求職者の方に日本独特のビジネスマナー等を伝えるセミナーでございます。それから③個別相談でございます。

(2)企業の受け入れ支援といたしましては、①中小企業向け外国人材受け入れ支援セミナー、こちら企業向けのセミナーを開催いたします。②中小企業向け定着支援セミナー、外国人材を定着させるためのセミナーでございます。それから③個別相談でございます。

(3)外国人求職者と中小企業のマッチング支援。マッチング支援といたしましては、①交流会でございます。交流会はテーマを決めまして、そのテーマを通じて懇談をしてもらいまして、外国人求職者と企業と交流をしていただくというものでございます。②インターンシップの実施、こちらは具体的に採用を希望する企業において、外国人求職者の方に就職の体験をしていただくというものでございます。③企業説明会、または面接会の開催。こちらは外国人材の採用を希望している中小企業と外国人求職者が実際に説明会、または面接会でマッチングの機会を持つというものでございます。

3ページをご覧ください。委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、記載のとおりでございます。委託理由は、先程事業内容のところでも申し上げましたとおり、非常に高い専門性とノウハウを必要とする事業でございますので、専門業者に委託するものでございます。委託内容は先程事業内容のところでご説明したとおりでございます。委託に当たり、区が行う情報保護対策については、記載のとおりでございますが、運用上の対策の5のところをご覧ください。区が各イベントで委託先が取得した個人情報について、参加者に示した目的外に利用することがないように、委託先に指導するとあるのですけれども、ここの意味は、セミナー等のイベントに申し込んでいただくときに、参加者に対して記載していただいた個人情報は、本事業における就労支援の目的以外では使用いたしませんというふうなことをお示ししておりますので、このことを委託事業者に遵守するように指導するという意味でございます。ですので、文言の修正を申し訳ないのですがお願いしたいのですけれども、この「目的外」というところを「目的以外」と修正していただきたいと思っております。申し訳ございません。目的以外には使用

しないということを指導徹底してまいりたいと思います。

次に、4ページをご覧ください。4ページの上のところの4番、メール相談等では極力個人が特定できる内容を入力しないこととし、パスワード設定等による情報漏洩の防止に努めさせるとともに、誤送信のないよう指導を徹底させるよう指導をする。文言が分かりづらくなっておりまして、こちらは申し訳ないのですが、「誤送信のないよう従業員への指導を徹底させる」というふうに文言を修正していただきたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料60-1から60-4についてでございますが、この4枚の資料は委託の内容ごとに1枚ずつ個人情報の流れを図に示したものでございます。図の中で黄色に塗りつぶした部分に赤い字で書いたものが、情報保護対策となっております。1枚目が各種セミナーの開催に伴う個人情報の流れ、2枚目は交流会、それから企業説明会、この2つの開催に伴う個人情報の流れ、そして3枚目はインターンシップの開催に伴う個人情報の流れ、4枚目が個別相談に伴う個人情報の流れについて図にしたものになってございます。

以上で雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】事務局、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】助言が2点ほど出てございます。アドバイザー一覧のほうをご覧ください。委託先について交流会、説明会で取得した個人情報について、参加者に示した目的以外で利用することがないように徹底することと、それから目的を達成した後に、不要になった個人情報については速やかに廃棄。その廃棄についても記録をとることというアドバイスが出ております。それを受けての担当課でございますけれども、委託先について参加者に示した目的以外では利用しないような指導の徹底、それから2点目として業務履行後に全て区に返却をさせるとともに、パソコン上のデータについては消去をさせ、報告をさせるということで、回答をいただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件についてご質問かご意見ございましたらどうぞ。津吹委員。

【津吹委員】私も留学生の保護団体の代表をしておりますので、多々ご質問させていただければと思うのですが、実際に具体的に委託業者というのはどういう業者をお考えなのか。もともとのこの事業というのはハローワークさんのほうでやっていて、特にジョブプラザさんという外国人向けの、六本木にありますので、そこがあえてやっていることをあえて区が手を出されて、個人情報が出ることにも理解されてなぜやるのかなというところがあるのが1点と、実際に新宿区の前に八王子市はもうだいぶ早くからやっております。私どもも7、8年前

からやっているのですけれども、第1回から全部お手伝いをしてやっているのですけれども、そこはマッチングをさせたい地場の中小企業さんたちが、学生さんたちがこれだけいるのに地場の産業になかなかついていただけない。どうしても外国人は上場企業しか就職を希望しないものですから、地場のいい会社、これだけあるのだよというマッチングの場として八王子市は外郭団体の八王子地球市民プラザさんのほうでやっている事業なのですけれども、それなのに一度開催したら、企業さんにはその情報は全部吸い上げて、誰が参加したか分からないようにしてしまう、情報を回収するということですから。それだと企業さんにとってのメリットもあまりないのかなと。かつ10社程度を想定するというので、これだけ新宿区内に中小企業がある中で、10社に絞り込むってすごく難しいことなのかなと。逆に10社ではあまり意味がないのかなという気がするのですけれども、その辺を具体的にどういうふうにお考えになられているのかなと思ひまして、お願いいたします。

【会長】ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】まず、事業所はどのようなところを想定しているのかというご質問でございます。人材派遣会社のようなところを想定しておりまして、プロポーザルで選定させていただくので、手挙げをしてきたところの発表を聞いて、一番効果的な実施ができるところを選定しようと思っております。私どものところは、ほかに就労支援の事業を幾つかやっております。例えば女性の活躍推進企業サポート事業ですとか、生産性向上推進事業ですとか、こういったところもそういった人材派遣会社さんのほうをプロポーザルで選定させていただいております。専門性が高いということもよく分かっているところでございます。

それから、ハローワークでもこういった外国人の就労支援をやっている中で、今回この度なぜこの事業を新宿区がやるのかというご質問でございます。この事業は東京都の補助金を活用して、10分の10の補助を受けまして実施する予定となっております。東京都のほうから地方自治体が独自にできる事業で、有効な事業をやってほしいということもございます。新宿区はご存じのように日本語学校を初めとして、専門学校に留学生の方がたくさんいらっしゃいます。そうした方が4年生大学の留学生の方と比べると、なかなか就職が難しいというところがございます。また、一方中小企業さんのほうは、委員のご指摘もございましたように、留学生の方がみんな大企業のほうへ目がいってしまうので、なかなか有能な方を確保するのが難しいというところがございます。そうした事情がございますので、新宿区がこの事業を開始することによって、マッチングを図って双方がうまく就職が決まるようにということで、始める事業でございます。

それから、なぜ10社という規模でやるかというところなのですけれども、この事業、実は東京都の補助金を使った事業としてはモデル事業という位置づけになってございまして、初年度なので予算的にも規模を小さくというところで始めさせていただこうと思っております、この事業の実績、反省を踏まえて、翌年度以降展開していきたいというふうに思っております。

それから、八王子市さんの例をお話いただきまして、企業さんから情報を回収してしまうと何かメリットはあるのかというようなお話だったのですけれども、委託事業者は、扱った個人情報を委託事業者は持っているわけですが、事業が終わって3月31日にすぐということではなくて、アフターフォローなんかも全て終わった後に、使わないということになった個人情報を回収いたします。委託事業者が持っている個人情報を回収するということですので、マッチングをした後、就職が決まったらもうこの事業は終わりですので、その就職が決まった企業さんに対して、個人情報を回収するということではございませんので、私どもが委託する事業者さんからは、しっかり個人情報を消去させるというところを徹底したいと思っております。

【津吹委員】今おっしゃったように、就職したら決まって終わりということなのですけれども、外国人ですから当然ビザという問題があるので、ビザのことを考えるとやはり半年から1年、ましてや中小企業にはビザがほとんどおいていないので、それを考えると多分単発の事業だけのことしか考えていないのかなど。本当に就職ということまで行き着くのであれば、多分この事業では無理かなというところがあります。

我々もマイナビさんですとか、大手事業者さんとお組みをして事業を展開しておりますので、その中で特にモデルとはいっても、やはり10社というのはちょっと無理があるのかなど。かつ就業まで行き着くということであると、ましてや専修学校さんの方々が就職に至るまでというと、かなり単発事業では難しい話なので、もうちょっと長期的な考え方で、長期的な期限を設けるべきかなというふうに考えております。

また、派遣会社さん、当然ながらマッチングをさせるところが本来のお仕事ですから、その部分を考えてかなりの個人情報がなく、当然ビザの申請までを考えて個人情報を取り扱わないと、なかなか事業としても成り立たないですし、事業自身が中途半端になってしまう可能性がある中で、その期間に関しても短期の期間、イベントの期間だけ、情報を持っていていいよということではなくてその後1年間まで持たせるとかということをししないと、多分事業の結果を出すには意味がない事業になってしまうので、単年度という考え方ではなくて、多分そのビザのことを考えると、2年ぐらいの期間を設けて、その期間は情報を持っていていいですよとか、情報の交換はしていいですよというふうなぐらいのことで考えないと、あまり事業自

身が意味がなくなってしまうのかなと。

先程八王子市のことは言いましたけれども、愛知県の方では中小企業さんたちが100万円ずつ出して財団をつくって、そこに留学生さんたちを集めて、文化の勉強ですとか、言葉の問題、企業の問題、風土の問題を1年ぐらい、事務局長もアメリカ人をわざわざ招聘して、留学してきた学生さんをそこに、中小企業が給料を出して出向という形でそういう財団をつくってもう既に愛知県なんかは動いていますので、東京都の助成金だからというのはよく分かるのですけれども、という考えではなくて、本当に新宿区に定着をさせる。せっかく来ていただいている留学生さんや外国人を定着させるという意味では、単年度の事業ではあまり考えないほうがいいのかなというふうに思います。期間も含めて、個人情報の保管の期間も併せて、もう一度ご検討をいただいたほうが合っているのかなというふうに考えます。

【会 長】 ご意見があれば。

【消費生活就労支援課長】 ご意見ごもっともだと感じております。ただ、ご指摘もございましたように、東京都の補助金の事業ということで、単年度でモデル事業で使ってくれという縛りがあったりするところもございまして、また、新宿区としては初めて留学生等の外国人の採用支援というのをさせていただくということもございまして、この事業につきましては単年度でさせていただきたいと思っているところでございます。

【会 長】 よろしゅうございますか。そういう事業。津吹委員。

【津吹委員】 その期間、事業年度はいいのですけれども、個人情報として考える場合には、それよりももう1年間支援期間を持って、ここでご承認をいただくとか、そのほうが現実的な審議ではないかなという気がします。

【会 長】 事業者のほうで業務履行後というのは終了後かなと思うのですけれども、個人情報を返却させるというのだから、区に戻ってきますよね。それでその事業者のほうは消去するのですよね。だけれど区は消去する必要はないわけでしょう。持っているわけです。それは最初の、提供した個人情報以外に、事業を行った内容、結果、どういうものがあるのか知りませんが、そういうものも区に報告はあるのでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 こちらの事業は、ほかの事業もそうなのですが、1カ月に1回、紙でしっかりした報告書を区に提出していただいて、事業者と面談をしながら報告を受けることを行いますので、その報告書の中に全てこの事業で実施した内容も含まれておりますので、そちらを区のほうで、それは消去せずずっと保管していくことになります。

【会 長】 とりあえず必要になれば、この事業年度が来年の3月31日のようですが、それ

が終わっても区は情報を持っているわけですね。だから、今、津吹委員のおっしゃったように、もしどうしてもそれが必要ならそれを利用する方法はありますよね。

【消費生活就労支援課長】委員のおっしゃるようなことも、確かにそうなのかなど。利便性とかを考えると、確かにそうなのかなと思うのですけれども、区のほうで確かにとってございますので、どうしても困るということはないというふうに考えております。

【会 長】事業者のほうのデータを消してもらうということを考えているわけですね。そういうこと。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】資料のほうなのですけれども、1から4のほうを確認をしましたところ、収集情報の管理システムへの取込み方法は、事業者によって異なるというのがこの4枚とも書いてあって、一番最後はメールで、それ以外は申込みサイトというのを經由するというふうに書かれているのですけれども、資料60のほうを見ると、この申込みサイトに関する情報保護対策に該当するところがあまり見当たらなかったのかなというふうに思ったのですけれども、例えば申込みサイトというのが仮にあった場合は、どこか別のサイト、これももしかしたら再委託のような形で使う可能性というのも考えられるというのもありまして、直接普通のコンピュータに取り込むというのは、多分ないと思ったので、ここがまだ決まっていないからこういう表記になっていると思うのですけれども、その辺をしっかりとしないと、これだけだと多分1から3までの内容に関しては、対応がどういうふうになっているのかよく分からないのと、あとメールに関しては最初の例えば申込みに関しては、この申込みサイトを經由してメール相談をしたいというふうにやるのか、それともメールアドレスだけ在中に書いてやるのかという、アドレスだけをサイトに載せて、メールのソフトを立ち上げて送ってくださいというふうにするのかというのも全然違うと思うのですけれども、このあたりの整理というのはどうなっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】申込みサイトへの申込みのときの管理システムの取込み方法は事業者によって異なるというふうにはあるのですが、こちらの資料のほうの3ページの一番下のシステム上の対策の2番のところ、委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させるよう指導するというところがここに当たりまして、申込みサイト、具体的なものは事業者側の提案になりますので、具体的にどういうものというものは決めておりません。ただ、不正アクセス対

応というのをとっていただくということを徹底して指導するという。それから、我々がもう既に開始している他の就労支援の事業でも、メールでのやりとりのときは、やはり事業者側から発信するときには個人情報なるべく載せないですとか、こちらの資料に書いていることは実施しております、申込みサイト、管理システムを取り込む具体的なところは、事業者によって提案事項になりますので、こちらでは具体的には指定はしていないのですけれども、情報保護対策としてはしっかりしてもらうように指導をしていくということにしております。

【会 長】よろしいですか。伊藤委員。

【伊藤委員】これ改めて、さっきのシステム上の対策の2番を見ると、委託先のパソコンという表現が書いてあって、これというのは普通のノートパソコンとかを想定するような感じで、普通はサーバという表現があって、そこに例えば個人情報が入って、取り扱うという話。申込みサイトの場合だと、なる可能性が高いなというふうに感じています。

申込みサイトに関しても、申込みサイトをゼロから立ち上げるというのは結構大変な話になりますし、このシステムの運用というのを、このセミナーをやっている、この主な事業を見るとやはりセミナーを開催したりとか、メールの相談というのが主な事業で、システムを開発するという専門の会社ではとりあえずなさそうで、再委託になる可能性が非常に高いのかなど。仮に申込みサイトを使う場合は、このようになるのかなというふうに思ったので、この表記だとそのあたりがはっきりしないというのを思ったのですけれども、このあたりのシステムに関する個人情報の再委託になるのかとか、外部の例えば就職サイトみたいなものを使うのかとか、そのあたり、どう考えて。

【区政情報課長】ほかの事業でも、このタイミングで大枠をお諮りをした上で、実際に担当課長の説明もありましたけれども、プロポーザルをやって、業者の提案によって申込みサイトを新たに立ち上げるのか、今、委員ご指摘のように、既存のほかのサイトも兼ねているサーバを使うのかということが分かってまいりますけれども、大きくこの業務委託の内容ですとか、システムの体系が変わるような場合には、変更ポイントではないのですけれども、また確定した段階でご報告をするというようなこともやらせていただきたいと思いますので、今、プロポーザルの前で、仕様がはっきり分からない中では、こういう図柄にはなっているようなところです。

【会 長】今の段階では分からないのですね。

【伊藤委員】そういう話だというふうには思うのですけれども、決まっていない部分というのを、この情報セキュリティアドバイザーの方と、どういうシステムにしたら安全なのか、という部分をやはり話をまとめておかないと。委託するとき、その意図がちゃんと伝わるのかと

いうと、多分伝わらずに、そのままいってしまうという可能性というのは、非常にやはり高いのかなと、この図だけを見て思ったので。この辺を情報セキュリティアドバイザーの方もそうだし、これまで個人情報のサイトでの持ち方というのを、この案件とは別にこの既存のサイトを利用する場合というのを、整理したほうがいいのかというふうには思いました。ただ、今は決まっていないという状態で、しょうがないので、これまでの議論を踏まえて、これは約束をしていただくという要望をするぐらいしかできないですけれども。

【会 長】今の問題は、一般論として何か基準がつかれるのではないですか。セキュリティアドバイザーの意見を聞くとかして、これとこれとこれを満たさないと申込みサイトはつくれませんよとか、使えませんよとか、そういうのを考えたらどうですか。

【区政情報課長】これまでの審議会での議論ですとか、アドバイザーに助言をいただきながら、検討していきます。

【会 長】ご検討ください。ほかにご質問かご意見ございますか。津吹委員。

【津吹委員】今の受託先は多分管理ができると思うのですけれども、この図だけ見ると、受託先から中小企業の従業員さんお1人1人となっているので、その管理というのは、今までの中では出てきていないかと思うのですけれども、そこも、それは受託先に任せるということであって、その管理までは区はしないと。逆にそこに対しての何か条件を設けさせるということなんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】受託先の受託事業者と、中小企業の従業員とのやりとりについて、個人情報が出ないかというご質問ですか。こちらの事業も、対象となる中小企業なのですけれども、その経営者か、従業員というのは人事担当者になるのですけれども、その経営者か人事担当者の個人情報を、もちろん扱うときは今ご報告をさせていただいた、こちらの情報保護対策のほうもしっかり守るように、受託事業者に指導していくというふうに考えております。

【会 長】資料60-1から60-4の左側の紫色の枠に、外国人求職者というのは、いいのです、分かるのです。中小企業を管理しておけばいいのだったら、この従業員という言葉は要らないのではないですか、別に。

【消費生活就労支援課長】こちらは事務局さんのご指導が、経営者、従業員というふうに具体的に個人情報、どなたの個人情報なのか対象者を具体的に書いたほうがいいのかということで、2ページの事業概要の対象者のところに、具体的な、この事業で個人情報を扱う対象者は留学生と外国人求職者と、中小企業の経営者、または人事担当者ということで、具体的に記載したほ

うが分かりやすいということで記載しました。

【会長】今の説明で津吹委員、よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、本件は報告事項ということで了承ということでよろしゅうございますか。

次は資料61、「自立相談支援事業の実施に係る業務の委託等について（受託者の追加）」であります。それでは、説明者は資料を確認した上、議案をご説明ください。

【生活支援担当課長】生活支援担当課長でございます。それでは、資料61にあります自立相談支援事業の実施に係る業務の委託等について補足でご説明させていただきます。まず、資料でございますけれども、資料61がございます。その裏面が今回の事業概要。それからその次が委託する事業の、業務委託の内容について2点です。

ここで資料の訂正をお願いできればと思います。本日お配りした資料の説明に関しまして、資料の61-1、A4横のカラーのものをご覧いただけますでしょうか。続きまして61-2、こちら委託先の変更についてということで、平成30年度と平成31年度の違いということで、それぞれ1番と5番に社会福祉協議会を追加しております。続きまして同じくA4の横、カラーになります。61-3でございます。今現在行っている自立相談支援事業、家計改善支援事業における月次報告のイメージ図になります。これは現在行っているというものでございます。続きまして61-4でございます。次がA4の縦、61-5でございます。自立相談支援事業における委託事業者が取り扱う個人情報でございます。こちらがA4の裏表という形になります。最後に61-6でございますけれども、こちらは家計改善支援事業における個人情報の項目ということで、こちら裏表になってございます。

それでは、資料61に関しまして説明させていただきます。今回は平成27年から生活支援担当課で実施している生還困窮者自立支援法に基づく自立支援事業として、自立相談支援事業、それから家計改善支援事業、こちらにつきまして受託者の追加ということで報告をさせていただきます。両事業に関しましては、生活困窮者自立支援法施行により東京社会福祉協議会に委託をしていたところでございます。

今般、31年4月より現行に加えまして、新たに社会福祉協議会に相談窓口を常設をいたしまして、事業の拡充を図っていきます。社会福祉協議会におきましては、広範で活発な地域福祉の推進活動の拠点となっていること、また、緊急小口資金等の貸付事業の展開をすることから、生活困窮者の早期発見、これが可能であり、自立支援事業の利用勧奨の拡大のため、新たな委託事業者として適正だと判断して、この度事業委託をさせていただくというところでござ

います。

では、資料61-1をご覧くださいでしょうか。こちらが今現在行っている事業と事業内容等でございます。

続きまして、61-2でございますけれども、来年度31年4月からということで、1番の自立相談支援事業、それから5番の家計改善支援事業の委託先に、新宿区社会福祉協議会を追加するという予定でございます。

それから、61-3でございますけれども、これに関しましては、LGWAN回線を使って報告をしているということが前提でございます。

続きまして61-4でございますけれども、今現在やっている生活困窮者の月次報告について、生活困窮者が黄色のところでございますけれども、社会福祉協議会が自立相談支援・家計改善支援事業のところを、ここをインターネット回線を通じて国に報告するのを新たに追加するという対応になってございます。

委託事業者が取り扱う個人情報といたしましては、資料61-5、61-6になりますけれども、かなりプライバシーに関連するものが非常に多いという特徴がございます。このため、相談者が自立相談支援事業・家計改善支援事業に関しましては、委託事業者が利用目的を十分に説明し、個人情報の取扱いに関しましては必ず本人同意をとるという形で行います。また、取得した申請書等の紙ベースの情報に関しましては、支援継続期間中及び申請後1年間は施錠できる金庫、こちらのほうで保管させ、支援終了後という形で、速やかに廃棄をさせるということを徹底いたします。また、パソコン上に記録した個人情報に関しましては、システム上の対策といたしまして、職員にID・パスワード、こちらの設定をして、指定した職員以外は利用できないというような形をとります。当然でございますけれども、不正侵入や情報漏洩がないよう、インターネット上から分離されるような保護対策を講じます。また、パソコンのデータに関しましても支援終了後は速やかに消去します。

次に、システムを活用した国へのデータの送信に関しましては、個人情報は含まれておりません。ただ、これに関しましても適正な接続が行われているかどうか、定期的に確認するとともに、ネット被害の情報を適宜把握をいたしまして、必要に応じた改善を随時行わせるというふうを考えているところでございます。

最後になりますけれども、個人情報の収集に当たるとか、提供に当たりましては、委託事業者からも詳しく利用目的の説明をさせた上で、必ず本人同意をとるなど、適切な対応をとるというふうを考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】アドバイザー意見の裏面になりますけれども、助言ということで何点か。担当課長からもございましたけれども、個人情報に含まれてございませんけれども、国への報告がフローの中でございます。コンピューターウィルスやセキュリティに関するそういう対策をきちんとすること。それから取得をした個人情報については、きちんと管理、それから業務が終了後、廃棄。廃棄の記録をとる。それから今回、各種の支援事業で関係機関と連携をするというようなことが想定されますので、それについてはご本人にきっちり説明をして、同意をとることというようなことで、アドバイスがございました。これについての担当課の対応といたしましては、先程担当課長から説明があったとおりでございます。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ございますか。ないようでしたら、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

資料62、「放課後子どもひろば事業の運營業務の委託（学童クラブ機能付き事業実施校の追加）等について」であります。それでは資料を確認の上、議案をご説明ください。

【子ども総合センター長】それでは、放課後子どもひろば事業の運營業務の委託（学童クラブ機能付き事業実施校の追加）につきまして、子ども総合センター長からご説明します。

資料は資料番号62をご覧ください。本日机上で差替えをお願いした資料になります。1枚おめくりいただきまして、事業の概要は記載のとおりでございます。今日ご説明をいたしますのは事業内容のところをご覧ください。放課後子どもひろば事業（学童クラブ機能付き事業）につきましては、平成26年度第8回のこちらの審議会の了承をいただきまして、平成27年4月から運營業務の委託を行っているものでございます。この度、近隣の学童クラブで待機児童が出ましたので、放課後子どもひろば事業（学童クラブ付き事業）の実施校といたしまして、牛込仲之小学校を追加するものでございます。

平成31年度から牛込仲之小学校を追加することにより、実施校は全30校中24校が学童クラブ付きの事業になります。そのほか記載にございます事業の実施内容、日時、事業規模等については、ご覧をいただければと思います。

3ページをご覧ください。委託先の部分も牛込仲之小学校が追加校になるというものでございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目、処理させる情報項目の記録媒体、委託理由、委託の内容につきまして、変更はございません。委託の開始時期及び期限につきましては、2019年4月1日から2020年3月31日まで、次年度以降も同様の業務委託を行ってまい

ります。

4 ページに記載させていただいております委託に当たり区が行う情報保護対策及び受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、運用上の対策、システム上の対策と整理をさせていただきまして、既に了承いただいている中身を改めて整理をさせていただいたというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】この事業、平成26年度の第8回本審議会で議決したと思うのですが、その後、何か個人情報について、この学童クラブ関係について、問題になったことはありますか。

【子ども総合センター長】問題はありません。

【会 長】では、ご質問かご意見がありましたらどうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】1点だけ確認のためにお聞きしたいのですが、委託先の未来創造財団、これが小学校を抱えているわけなのですが、このデータは1台のコンピュータで、データを管理しているのか、それとも複数台に分かれているのか、その辺はどうでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター長】こちら区が設置しているパソコンは、各学校のひろばを実施している活動室のほうに置かせていただいております。

【ひやま委員】ということは、委託先の未来創造財団のほうにパソコンは設置されていないと。それぞれの学校だけで運営しているという理解でよろしいのでしょうか。

【子ども総合センター長】こちらのデータにつきましては、そのような取扱いでございます。

【ひやま委員】ちなみにほかの委託先に関しても同様な扱いということでよろしいですか。

【子ども総合センター長】委員ご指摘のとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件は問題なく続いているようですので、了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【会 長】それでは、資料63、「耐震フォローアップ業務の実施について」、それでは説明者は資料を確認の上、議案の説明をお願いします。

【防災都市づくり課長】それでは、耐震フォローアップ業務を所管します防災都市づくり課、課長の金子です。よろしくお願ひいたします。

本案件の説明の際に使用する資料につきましては、資料63、資料63-1、63-2、63-3でございます。よろしくお願ひいたします。

案件の説明に入る前に資料の語句訂正をお願いいたします。資料6-3、1ページ目をおめくりいただけますでしょうか。裏面の2ページの表の欄外、こちらのところに米印、「太字ゴシック(下線)が平成28年度第5回本審議会了承内容からの変更内容」との記載がございますが、正しくは第6回です。申し訳ございません。訂正のほうをお願いいたします。

それでは、事業の概要等をご説明いたします。今お開きの資料6-3、2ページです。事業名耐震フォローアップ業務。目的につきましては記載のとおりでございます。これまでに予備耐震診断や詳細耐震診断、こちらを受けた方の耐震工事の実施につなげるため、耐震の専門家に戸別訪問、助成制度等の説明など、個々の事業に応じた支援を行うものでございます。

事業の具体的な内容でございますが、2つの業務があります。1、個別訪問対象建築物の抽出。こちらにつきまして、次に2、個別訪問です。1で抽出した対象建築物の所有者を個別に訪問して、耐震化支援事業について説明など、記載の内容を実施します。前回に加えまして、このときにはコンクリートブロックの助成制度につきましても、周知のほうをしております。

3ページをご覧ください。委託業務についてです。保有課、登録業務の名称等は記載のとおりです。委託先、平成28年度に実施したときと同じ一般社団法人新宿区建築設計事務所協会を想定してございます。提供する情報につきましては、資料6-3-3に記載の内容でございます。過去に所有者の申請に基づいて実施した耐震診断等の情報です。

それでは、資料6-3の3ページにお戻りください。中段、委託の内容についてです。太字ゴシック表記の部分が追加になってございまして、報告書の作成を追加をしています。委託の期間は来年度、4月から12月。下段のところ委託に当たり区が行う情報保護対策として、記載の内容を実施します。今回の委託に際し、太字ゴシックの部分、システム上の対策というのを実施いたします。

ページをおめくりください。4ページです。最後に受託業者に行わせる情報保護対策です。太字ゴシック記載の部分を追加をしています。運用上の対策として情報管理、保管体制の確認、書面または立ち入り検査にて区職員が確認します。パスワード、暗号化。それからシステム上の対策として、PCの使用に対してのID、パスワードの設定、外部ネットワークからの不正アクセス防止策を実施させる。PCのログの収集管理。こういったことで情報漏洩等の事故防止策を徹底させます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】建築協会さんとそこに所属している建築士さんの関係というのは、どういう関係

ですか。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】事務局のほうからまずは届け出るということで、ベースのデータは保管をします。そこからそこに所属する建築士さんのほうに情報がいく場合には、番号管理という形で、番号管理でやりとりすることと、その情報管理の徹底をするために説明会をわざわざするのですが、その際には区の職員が立ち会った上で、情報管理についての周知徹底を図るという形で実施しております。

【三雲委員】その関係というのは、再委託に当たっているのか、当たっていないかというのは、再委託に当たっているのではないかと思えるのですけれども、そうではないと。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】事務所協会のメンバー、構成員の中ですので、その組織の中の1つですから、再委託には当たらない状況になります。

【三雲委員】そうなのですけれども、事務所協会さんをお願いするときに、今年もその業務をやっていただける建築士の先生方に、誓約書というのは今回とらないのでしょうか。

【防災都市づくり課長】その誓約書、前回と同様に今回につきましても誓約書をとった上で業務を委託します。

【会 長】前回の審議会の内容と変更になったというのは、何をどういうふうに変えたということですか。変更になったところがゴシック体だと。どうぞ、ご説明。

【防災都市づくり課長】まず委託の内容の中で、耐震業務の中、耐震業務の周知があるのですが、そこにブロック塀の周知も改めて追加したものです。それから、委託の報告書の作成というのも、業務の内容はそれです。それと情報保護対策につきましては、こちらの中で、システム上の対策というのが明記をされていなかったもので、実施は前回もしているのですけれども、それをしっかり明記をした上で相手に伝えよう、そういう考えでございます。

【会 長】より正確で厳密にしたということですね、厳格にね。

【区政情報課長】前回、ご指摘をいただいて、誓約書を個別の構成員からいただくということで、誓約書の内容も確認をしていただいたかと思っております。それで、この受託事業者に行わせる保護対策のところに入れさせていただいたものを、実際継続してやる予定ではございましたけれども、本日その資料につけるのを失念してございましたので、保護対策のところに入れさせていただいた上で、契約書を後日改めてご報告ということで送らせていただきたいと思います。

【会 長】用意してあるということですね。これは実際に使われているのですね。分かりました。ほかにご質問。鍋島委員。

【鍋島委員】耐震はうちもやったのですけれども、それは申し込んだので、そこが来るということは、何日に来ますよということは承知していました。その後、こういうフォローをするので、これはどうですか、何日に行きましようかというようなものは何もいただいていないのですね。そうすると、これがよく分からないのですけれども、いろいろなことで合意があったところに、うちの中まで入れられて、いろいろなところをご覧になっていました。また、それと同じでしたら、うちの中に入るのですから、合意がないところに訪問するというのは、やはりこの個人情報の保護としてあり得るのかなと思いました。

【防災都市づくり課長】資料の内容の説明が不十分で申し訳ございませんでした。

まず、過去に耐震の診断とか、うちの助成制度を使っていた方で、工事に至っていない方、こちらの方を抽出させていただいて、それから一応アポをとるのですね。ご興味ありましたらぜひやってみてもらえませんか。制度も決まっていますよ、いかがでしょうか、訪問させていただいてよろしいですかという確認をした上で、そこから建築設計事務所協会のほうから、またアポをとって、日程を決めてそれから入っていきますので、まずはご本人様の意向を確認します。

【鍋島委員】ありがとうございました。こちらのものでやらなくても、リフォーム等で、ほかの業者とやっているところも多いと思いますので、よろしくお願いします。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということにします。

最後もう1つ、資料64、「ウォーキングイベント（しんじゅくシティウォーク）」事業の委託について。それでは説明者は資料確認の上、議案のご説明をお願いします。

【健康長寿担当副参事】それでは、資料の確認をさせていただきます。資料は資料64、資料64-1、それから資料64-2は本日差替え版で机上配付させていただいております。

ご説明させていただきます。2019年度に実施するウォーキングイベント、しんじゅくシティウォークの業務委託について、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料2ページをご覧ください。まず事業概要ですが、区では区民の健康寿命延伸のため、日ごろウォーキングに関心がない区民の方にも、健康づくりやウォーキングに関心を持って、歩くことのきっかけとなるよう、子どもから高齢者まで多様な人が参加できるウォーキングイベント、しんじゅくシティウォークを平成29年度より開催しています。イベントは年に1回秋

ごろに、区内の公園等をスタート、ゴールとしてウォーキング初心者から歩きなれた方まで楽しめるように、複数設定した区内のコースを歩くものです。平成29年度と30年度は参加申込みの受け付けや事業の運営は区が直接行い、コース選定や会場設定、当日の沿道整備等の事業運営の一部を、NPO法人新宿区ウォーキング協会に委託して開催しました。2019年度より参加者を500名に拡大するのに併せて、より多くの方が参加しやすいイベントとして、参加者の利便性を図るとともに、効率的、効果的に運営するため参加申込み受け付けや事業運営を専門事業者へ委託します。

なお、個人情報にかかわらないコース選定等については、新宿区の状況を熟知しているNPO法人新宿区ウォーキング協会に引き続き委託いたします。

資料64-1をご覧ください。事業の流れはご覧のとおりです。イベントの参加希望者はインターネット、電話、ファクス、ハガキの中からご本人にとって便利な方法を選択して参加申込みをします。

参加申込みはインターネットからは委託事業者が用意する専用の申込みサイトから、電話、ファクスでは委託事業者の用意する専用回線に直接電話かファクス。ハガキの場合は、参加申込みを区に郵送し、受け付け。区がその申込み書を事業者の事務局に送付いたします。参加申込み者には後日委託業者から参加案内と当日受付票を事前に送りますので、イベントの当日に傷害保険加入書と兼用になっている当日受付票に必要事項を記入して持参し、参加申込みを完了し、イベントに参加していただきます。

なお、定員に余裕がある場合は、イベント当日に会場で参加申込みを受け付けることも可能としております。

資料3ページをご覧ください。当事業における委託先は、現時点では未定ですが、今後、ウォーキングイベント等の経験のある事業者へ、プロポーザル方式による入札で決定いたします。本事業において委託事業者へ処理させる情報項目は記載のとおりでございます。

続きまして資料64-2、差替え版をご覧ください。こちらは事前に送付させていただいた資料に一部誤りがありましたので、修正したものを差し替えさせていただいたものです。修正させていただいた部分の1点目は、インターネットで申し込んだ方の①参加申込書の部分です。参加申込み時に収集した情報は、通信暗号化されることを黄色に赤字で記載しておりますが、電話、ファクスも同様に、通信暗号化されているような表記になっておりましたので、インターネットによるものだけに修正させていただきました。

2点目は、赤い四角の部分に白抜きで、「新宿区」と表記したところに示した右下の黄色の吹

き出しですが、個人情報の廃棄の時期をイベント終了後と記載しておりましたが、委託事業者から事業実施報告書の提出を受けてから、個人情報を廃棄してもらうこととなりますので、修正させていただきました。

それでは、個人情報の流れの説明に戻らせていただきます。情報の収集管理の流れについては、委託事業者が決定するまでは、詳細は未確定なところもありますが、事業参加者に係る個人情報項目や事業の流れはおおむね資料のようなものとなります。まず、専用サイトやそれ以外の方法にする参加申込み者が、いずれも申込みの際に本事業への参加により、委託事業者が情報を管理することを説明いたします。個人情報の流れとしては、パソコンやスマートフォンからインターネット経由で専用申込みサイトで申し込む方は、水色の数①参加申込みから②収集情報登録の流れとなります。電話、ファクスの方は赤字の数字、①参加申込みから②収集情報登録への流れとなります。

ハガキで申し込まれる方は灰色の数字、①参加申込みから②情報収集登録への流れとなります。全ての収集情報は、委託事業のデータ管理システムに登録されます。そして、その情報をもとに緑色の数字、④参加案内書や当日受付票が事業者から参加者に送付されます。また、イベントの当日に参加で、事前に申し込んだ方の確認をしながら受け付けをすることから、緑の数字⑤参加受付簿は紙ベースで持ち出す予定でございます。

資料64、3ページにお戻りください。業者へ委託する理由としては、参加者が500名に拡大するのに併せて、より多くの方が参加申込みをしやすいイベントとすることで、参加者の利便性を図るとともに、個人情報を含む事業を一括的に委託し、効率的、効果的に運営するためです。

委託内容は、1、イベントの運営。具体的には参加希望者の申込み受けや管理、参加案内の送付や会場設営、イベント制作物の作成、企画会議の開催、事業実施報告書の作成、提出のほか、2、イベントの広報業務になります。個人情報の保護対策として、委託の契約に当たっては別紙、特記事項で定め、必要な措置を講じるとともにプロポーザル方式の審査の際にも厳しく確認してまいります。また、個人情報の管理・保管状況は、職員が必要に応じて立ち入り調査を行うとともに、事業を実施報告書の提出後は、区が委託先に提供した情報を返却させるとともに、委託先が収集した情報についても消去させ、必要に応じて区の職員が消去の確認をいたします。

受託事業者に行わせる情報保護対策としては、そちらに記載してあるように、システムの運用に際し、送受信されるデータについてはSSL方式による暗号化を行い、登録情報が第三者

に漏れることがないような仕組みとさせます。また、受託事業者が取り扱う情報は、取扱い責任者及び取扱い者をあらかじめ指定し、区に報告させるとともに、イベント当日の受付用に持ち出す場合を除いて、業務を行う執務室から持ち出させない。パソコン使用の制限、情報保管等についても、情報セキュリティ体制が万全であるように指導していきます。

報告は以上でございます。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】一覧ですけれども、アドバイザーのほうから、委託先がイベント終了後も参加者の個人情報を継続して保有するのであれば、その旨を取得時に通知を行って、保有しないのであれば、イベント終了後速やかに消去すること。担当課長のほうからもありましたけれども、業務の遂行後、きちんと消去するというようなことで対応をしております。

なお、本案件につきましても、先程の就職のマッチング事業と同様、プロポーザルをこれからするというようなことでございますので、先程ご指摘ありましたけれども、申込みサイトの活用部分は、これまでの審議会でのご意見や、アドバイザーのほうに助言をいただきながら、セキュリティ水準をプロポーザルに当たって確保するよう検討しております。

【会 長】ご質問、ご意見ありましたら。ひやま委員。

【ひやま委員】全てで思うのですけれども、個人情報の収集に関しては、必要最低限な情報の収集に限るというのがあったと思うのですけれども、この事業において、生年月日。当たり前のように生年月日、生年月日となっているのですけれども、この事業ですと、生年は一步下がって分かるような気もするのですが、月日は必要なのですかというのが。ほかの事業もそうなのですが、当たり前のように生年月日、生年月日となっているのですけれども、個人情報の収集は必要最低限に限るべきだと思うのです、全事業において。その辺のご検討をいただきたいと思うのと、今回この生年月日が必要な理由は。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】ご指摘の生年月日についてですけれども、1点はどのような年齢層の方がご参加されるかということで、事業の分析をさせていただく場合に用いるということと、こちら傷害保険での加入の兼用になっておりますので、これは保険の種類によって何が必要かが多分変わってくると思うのですけれども、一応生年月日が必要ではないかということであげさせていただいております。

【ひやま委員】傷害保険云々ということでしたら、きちんと項目をつくるべきではないですかね。ただ、単にこうやって生年月日、多分同姓同名の方がいらっしゃるとか、いろいろな仕方

けによって使うということはすごく分かるのです。当然こういった事業なので保険も関係あるなどというのは想像できますけれども、この資料からは汲み取れないわけですよ。

【区政情報課長】記載の仕方が不十分だったところがございます。項目は委員ご指摘のように必要最低最小限にとどめるというのが原則でございますので、今、生年月日もそうですけれども、何のために使うのかというのが分かるように、資料も作成に心がけていきたいと思えます。

【会 長】委託の内容のところに書いてもらったらいいですよね、それね。傷害保険とか、何保険とか、そういうものを今度書いて。今回はそういうことで了解しました。ほかにご質問かご意見。

【三雲委員】区から参加者情報をお渡しするのであれば、コントロールしやすいと思うのですが、参加者から直接事業者が情報収集する場合は、区が想定していない個別の約束を事業者と参加者の間で交わされてしまったり、その結果として、区が想定していない形で事業が発展して個人情報が使われるという恐れがあると思うので、そこは前回と同様、しっかりと参加者との間でやらないと、区が想定していないような、分からないような約束は行わないようお願いいたします。

それからもう1つ、管理システムで参加者記録情報というものに関して、新宿区はアクセスをして参加者記録情報閲覧、これ緑の③というのがあるのですけれども、これはどういう形で新宿区は管理システムにアクセスする、接続の形態と、インターネットを使うのか、ということですね。これ、管理システムにサイトがあって、管理画面があって、そこにID、パスワードを入れれば誰でも見られるようになっているのか、その管理の形態について教えてください。

【健康長寿担当副参事】こちらにつきましても、今後、決まっていく委託事業者によって変わってくるかと思っておりますけれども、想定するものとしてはID、パスワードをいただいて、アクセスするというを考えております。

【三雲委員】そうすると、ウェブブラウザを使って、指定されたアドレスを入力して、管理画面を設定して、そこにIDやパスワードを入力すると見られるというのは、新宿区以外の人も見ることが現実に可能になってしまう。第三者が勝手にこの情報を閲覧することについても、防止はできないのではないかとこの点についてはどういうふう

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】この件については、検討が十分できておりませんので、今後プロポーザルの選定をするときに、その辺は、情報を第三者に見られないような形でやれるも

のとして、業者を選定していきたいと思います。

【三雲委員】URLがある以上必ず誰かがアクセスすると見れてしまいますよね。あとID、パスワードを適当に放り込むと、どこかに当たる場面があると思うので、その確認をしっかりとお願いします。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件も報告ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

以上をもちまして、議案は全て終わりましたけれども、何か事務局のほうで。

【区政情報課長】時間を超過してしまいまして申し訳ございませんでした。次回は、3月20日、開催する予定でございます。場所は第3委員会室の予定でございます。以上でございます。

【会 長】以上をもちまして、第9回の審議会を閉会いたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後 4時26分閉会